

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 遠藤 ちひろ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目	
1	まずはひと安心？ 旧統一教会の多摩市進出「見合わせ」とは（統一教会の多摩進出を阻止しよう part4）
2	二幸産業・NSP 健康福祉プラザ（多摩市総合福祉センター）の改修と同好会にかかる条例見直しについて
3	インクルーシブ（包摂）社会までの道のり。多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例が目指す社会とは。

## 答弁者

市長・教育長等
---------

受付	令和5年11月21日	No. 22
	午前10時44分	

## 項目別質問内容

1	まずは一安心？ 旧統一教会の多摩市進出「見合わせ」とは (統一教会の多摩進出を阻止しよう part4)
	2022年7月 安倍元首相の銃撃事件が発生。背景に容疑者家族による旧統一教会への過剰な献金と家族崩壊があることが明らかになった。
	2022年11月 日本政府が旧統一教会に対し、初の質問権行使
	12月 国会にて被害者救済法が成立
	2023年3月 多摩市議会において、旧統一教会が市内に広大な土地を購入していると共産党議員が指摘。
	同年4月 多摩市議会議員選挙。各種メディア報道もあり本件が市民の大きな関心事となった。
	同年6月 第二回定例会で全交渉会派が本件を取り上げ、危惧を表明。その後、旧統一教会は多摩市の中止要請にも拘らず既存建物の解体工事をはじめ「解散命令が出される可能性は皆無。土地利用計画に何ら影響を与えない」と木で鼻を括ったような反応を返す。不透明な見通しにめげず、多摩市民をはじめ市役所、市議会一体となり反対運動を展開して半年が過ぎた。粘り強い抗議と世論喚起が実り、2023年10月13日ついに日本政府は教団への解散命令請求に踏み切った。
	(1) この間の立ち上がった市民及び、市長をはじめとした行政の動きには敬意を表したい。国は教団の行為は宗教法人法の解散命令の事由にある「法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に該当すると判断しているが、教団の見解は真っ向から対立するようだ。改めて解散命令請求に対する多摩市の見解はいかがか。
	(2) 解散命令が確定した場合の教団への具体的な不利益は、お布施が課税対象になることや、固定資産税の免除がなくなることだと承知している。結果として、教団が市内に保有する土地も、維持できなければ手放さざるを得なくなる。教団の持つ不動産は全国にいかほど存在するか、毎日新聞が試算したところ合計99箇所、その価値は87億円をくだらないようだ。教団が所有する市内不動産が課税対象になった場合、本市はどのような手続で課税を行うのか。また期限までに納付がなかった場合の対応を伺う。
2	二幸産業・NSP健康福祉プラザ(多摩市総合福祉センター)の改修と同好会にかかる条例見直しについて
	土地取得に17億円。建設に55億円を投じた二幸産業・NSP健康福祉プラザ(多摩市総合福祉センター)。1997年(平成9年)の竣工以来、25年が経過した。凝った意匠の地上7階建て建築で、延べ床面積は1万平米を超え、年間の維持

## 項目別質問内容

<p>費は指定管理料を含めて1億5千万円ほどである（参考までに本庁舎の延床面積は8800m<sup>2</sup>である）。減価償却率は依然として46%だが、施設白書によれば令和8～9年の2か年で44億円の出費を見込んでいる。</p>
<p>（1）3年後の令和8年に予定されている22億6千万円強の出費。同じく令和9年に予定されている21億7千万円の出費の、意図と財源内訳を伺う。あわせて隣接する多摩清掃工場の改修が、本センターの改修・建て替えにどのように影響すると見込んでいるか。</p>
<p>（2）今回の条例改正によって、センターで活動する同好会の数が激減する。定期的な施設利用に困難が生じ、団体の運営に不備が生じるという一部同好会の主張には真摯に耳を傾けるべきであろう。これまでどのような周知と合意形成を図ってきたか。また、今後は寿大学を経ないと同好会に認定されなくなるのはなぜか、伺う。</p>
<p>3 インクルーシブ（包摂）社会までの道のり。多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例が目指す社会とは。</p>
<p>H28（2010）国の障害者差別解消法が成立。障害は社会が作り出しているのだという「社会モデル」をもとにした画期的な法律と言われた。ついでH30（2012）には東京都の差別解消条例、R2（2020）に多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例が誕生した。今回、我が会派の新人議員2人が子ども食堂や障害児支援、インクルーシブ教育の充実を強く訴える姿を見て、私も改めて本市が目指すインクルーシブ社会のあり方を、教育的側面から考えたい。</p>
<p>（1）あるべき一つの姿として、知的、発達、身体障がいなど様々な背景を持った子どもが、支援級などを併用しながら普通教室で学べる教育環境の実現が挙げられる。健常児らも障がいを持つ生徒と学ぶことが日常化し、手を貸すことが自然にできるようになるだろう。結果として大人になってからも、慌てず誘導や介助サポートができるようになると考える。</p> <p>このような教育環境の実現を前提とした財政と教育課題を伺う。</p>
<p><b>資料要求欄</b>（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）</p>
<p>① 旧統一教会とやりとりした質問及び回答全文（非公式メモなども含む）</p>
<p>② 多摩市障害者差別解消条例に基づく助言またあっせんの件数と内容</p>
<p>③ 本市におけるピアティーチャー、SSS、加配教員の現状データ。また加配が認められるまでの流れと財政内訳がわかる資料</p>
<p> </p>
<p> </p>

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 しらた 満

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 環境省第六次環境基本計画策定に向けた中間取りまとめに対する多摩市の対応について
- 2 多摩市の2030年までのCO2削減の取り組み

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年11月21日	No. 23
	午前11時27分	

## 項目別質問内容

<p>1. 環境省第六次環境基本計画策定に向けた中間取りまとめに対する多摩市の対応について</p> <p>環境省中央環境審議会総合政策部会は、今年、第六次環境基本計画策定に関しての中間取りまとめを公表しました。今後、答申案作成に向けた審議の過程で、去る10月3日から11月2日まで、国民に向けて任意の中間報告に対する意見募集を行いました。この機会を捉え、多摩市みどりと環境基本計画における施策の方向性と具体策の進捗状況等について、以下質問いたします。</p> <p>(1) 環境省の中間報告に対して、多摩市としての受け止め、そして、どのような影響がありえるのか、伺います。</p> <p>(2) 多摩市みどりと環境基本計画における個別施策の進捗とのすり合わせが必要な課題は何か、伺います。</p> <p>(3) 環境省と文部科学省は「ESD推進ネットワーク」を共同運営しています。「SDGs達成の鍵」とされているESDに関わる学校・団体・企業などありますが、多摩市の現状と成果と課題を伺います。</p> <p>(4) 多摩市の公共建築物における環境配慮基準や環境配慮方針について伺います。</p>
<p>2. 多摩市の2030年までのCO2削減の取り組み</p> <p>世界で去年(2022年)1年間に観測された二酸化炭素など、主な温室効果ガスの大気中の濃度が過去最高を更新したことがわかりました。WMO＝世界気象機関の「温室効果ガス世界資料センター」における解析では、世界の去年1年間の大気中における二酸化炭素の平均濃度はおよそ417.9ppmで、観測史上最高でした。一昨年(2021年)の値を2.2ppm上回りました。</p> <p>1年間の二酸化炭素の平均濃度は、解析が始まった1984年以降、毎年記録を更新し続けています。また、二酸化炭素と同様に、主な温室効果ガスであるメタンと一酸化二窒素もそれぞれ観測史上最高の値を更新しました。多摩市の今までの取り組みと今後について、以下、質問いたします。</p> <p>(1) 多摩市気候非常事態宣言以降に多摩市が独自に取り組まれた施策を伺います。</p> <p>(2) 新しい国民運動として「デコ活」について、多摩市役所をはじめとする多摩市内の取組や具体的な多摩市の施策を伺います。</p> <p>(3) 2030年のカーボンハーフへの目処は、どのような計画と実際の乖離があるのか伺います。</p> <p>(4) 学校などを含む公共施設で、冷房化と断熱化の予定を伺います。</p>

## 項目別質問内容

(5) YouTubeなどで市長や環境政策の担当は、市民の理解啓発を積極的に訴える必要があると思いますが、今後の計画を伺います。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

① 令和6年度のデコ活のおおよその予算額はいくら位か。

② 令和6年度の環境部全体のおおよその予算額はいくら位か。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年11月21日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 統一協会施設建設計画の「白紙撤回」を求めて…私たちの運動の最終ゴールはどこに？ 統一協会追及パートⅢ
- 2 想像を絶する物価高騰…どのように対応すべきか？考える…国に求めるべきこと、市の努力でおこなうべきこと
- 3 どうしたら平和をつくりだせるか、いま何を為すべきか…地方自治体から声を上げることの重要性を再認識しよう

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和 5年11月21日	No.24
	午前 9時 5分	

### 1. 統一協会施設建設計画の「白紙撤回」を求めて…私たちの運動の最終ゴールはどこに？ 統一協会追及パートⅢ

市内での統一協会による研修施設建設計画をめぐって、新たな展開がありました。10月13日、政府が世論に押され、ようやく重い腰を上げ、統一協会への解散命令請求を裁判所に提出したことで、解散命令実施へ大きな一歩が踏み出されました。ついで、私たち多摩市議会名での「宗教法人法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、本件土地において、新たな造成や建物の建築を行わないよう強く申し入れることを内容とする「宗教法人世界平和統一家庭連合所有地に関する申し入れ」（10月6日提出）への10月30日付の回答書が届き、「……昨今の当法人を取り巻く情勢に鑑み、現在の建物の解体は終了させ、その後、新しく建物を建築することに関しましては当面の間見合わせたい……。状況の変化に伴い、建設計画を再開する際は別途ご連絡申し上げます」などとする統一協会の意思表示がありました。同様の文書が市長にも送られ、阿部市長は、ただちに「回答書にある『状況の変化に伴い、建設計画を再開する』ことは到底承服できるものではありません。……新たな施設の整備について、検討を中止し、白紙に戻すことを強く求め」とする「申し入れ」をおこないました。

統一協会は、解散命令請求提出を受けて、11月7日におこなった統一協会主催の記者会見でも、本質的な反省をまったくせず、宗教2世など被害者への謝罪の言葉はなく、解散命令請求を不当だとする態度を変えておりません。この文脈からすれば、「当面の間、見合わせる」などの言明には、私たち市民を油断させる意図さうかがうことができますが、解散命令請求や、多摩市での市民・市長・市議会一体となった運動に、統一協会が追い詰められているのも事実です。市長が述べたように、彼らが「白紙撤回」するまで、今後とも力を合わせて取り組みたいと思います。

同時に、多摩市内に「研修施設をつくらせなければ、それでいい」という問題ではないと私は考えます。前回の質問でも指摘したように、統一協会には、反社会的活動を繰り返すカルト集団とされる顔と、自民党などの政治家と「持ちつ持たれつ」の関係をつくることで、日本の政治を歪めてきたとされる顔と、2つの顔があると指摘されています。外国に本部を持つ団体によって、日本の社会と政治が歪められている状況を放置することはできません。日本の社会と政治から統一協会の影響力を一掃する…このことを、この運動の最終ゴールとしたいと、私は考えています。

以上の観点で、以下、新しい局面での、市長のいう「白紙撤回」を実現するための「次の一手」について、市長の見解を質します。

(1) 政府によって統一協会に対する「解散命令請求」が裁判所に提出されたことの意義について、市長の見解をお答えください。



(2)市長の求める「…新たな施設の整備について、検討を中止し、白紙に戻す…」というのは、どういう状態になることを指すのか？ また、その状態に到達するために、今後、政府や都知事、裁判所等が、どのような行動をしていくことを、市長として望むのか、お答えください。

(3)市民と市議会、市長の3者一体となった「新たな施設建設を許さない」運動が、いまの状況をもたらしていることは間違いありません。今後、市長として、市民と市議会には、どのようなことを期待しますか、お答えください。

2. 想像を絶する物価高騰…どのように対応すべきか？考える…国に求めるべきこと、市の努力でおこなうべきこと

物価高騰と、その生活への影響が、深刻さの度を増しています。これに対する岸田政権の対応は、「増税メガネ」と揶揄されるように、その深刻さをあまりにも理解しておらず、あまりにも無策ではないでしょうか？ 国民の暮らしの疲弊は、日本の経済にも深刻な影を落としています。

岸田首相は、「失われた30年」に触れ、また「コスト・カット」が経済停滞の原因であるとも述べましたが、それがほかならぬ自民党政治によって作りだされてきたものであることにまったく触れません。

この問題では、緊急に政府に対し、物価高騰への効果ある対応策を求めるとともに、住民に最も身近な基礎的自治体である多摩市で、可能な限りの対応策をとる必要があると思います。この施策は、「上から目線」の施しのものであってはなりません。深刻な物価高騰により、多くの住民が、「最低限、健康で文化的な生活をおくる権利」（憲法第25条）を奪われている事実に着目し、その権利を回復する、保障する施策ということになります。

この観点で、以下、大きく、①国に求めるべきこと、②市の努力でおこなうべきこと、の2点に分けて、市長の見解を質します。

(1)物価高騰から多摩市の住民の暮らしを守るために、有効な施策として、政府に対し、「消費税の減税、さしあたり緊急に5%への減税」、「物価高騰においつく賃上げ、緊急に全国一律最低賃金時給1,500円以上に政府の責任で引き上げる」、「軍備拡大をやめて、社会保障、教育にお金を回せ」などを、基礎的自治体の長として、提案すべきだと思いますが、市長の見解をうかがいます。また、そのほかに、物価高騰対策として、有効だと考える施策があれば、お答えください。

(2)物価高騰に対し、多摩市の努力でできることを、1つでも2つでも、実現していただきたいと思います。たとえば、次の施策について、それぞれ、見解をお答えください。

- ①来年度の国保税引き上げを凍結する。
- ②子どもの国保税の引き下げ、少なくとも、一定額の一般会計からの繰出で、就学前の子どもさんの均等割額をゼロにする（つまり未就学児の国保税をゼロにする）。
- ③就学援助の充実、とりわけ対象項目の拡大、たとえばメガネなどを対象にする。
- ④学校給食無償化に向けて一步動き出す（2人目、3人目の無償化など先行させる）。少なくとも、来年度の給食費の値上げはおこなわない。
- ⑤生活困窮世帯への対応として、来年も予想される酷暑も見通して、生活保護利用者世帯については電気料金の補助、生活保護利用者世帯以外ではエアコン購入補助制度の創設など実施する。

(3)前項のほか、市の努力でできることとして、検討していることがあれば上げてください。

3. どうしたら平和をつくりだせるか、いま何を為すべきか…地方自治体から声を上げることの重要性を再認識しよう

イスラエルによるガザ地区への空爆・封鎖・地上侵攻が続き、亡くなられた方は、11月20日時点で、1万2千人を超え、そのうち子どもの犠牲者は、その4割を超えと言われ、国連のグテーレス事務総長もユニセフも「ガザは子どもたちの墓場と化している」と表現しました。

ハマスによる無差別テロと人質作戦は当然許せないものですが、これへの報復と人質奪還を理由にしたイスラエル軍の無差別殺戮＝ジェノサイドは、国際人道法にも違反する、文字通りの蛮行です。

一昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻、そして今回のイスラエルによる蛮行と続き、歴史の時計が逆回りしたかのように、世界は、一路、戦争へと向かっているように映ります。そして、武力には武力、軍事には軍事で対抗しなければ、平和は守れないがごとくの言説がはびこっています。しかし、これらは、国際政治の逆流であって、決して本流ではありません。

世界の歴史を巨視的に見れば、「国と国との争いごとの解決に武力を用いてはならない」とする国連憲章や我が国の憲法9条の理念こそ、国際政治の本流です。そして、これは、決して絵空事でも単なる理想でもありません。20世紀後半、かつての植民地がそれぞれ独立国家となり、21世紀には、これらの国ぐに（その多くは、どの軍事同盟にも属さない非同盟諸国です）が

国連加盟国の圧倒的多数を占め、この力が、2017年7月の画期的な「核兵器禁止条約」の採択につながり、さらに一昨年1月には批准国が50カ国を超え、国際条約として効力を持つに至りました。前世紀には、まったく考えられなかったことです。また、ウクライナの問題では、4回にわたってロシアの国連憲章と国際法違反を非難する決議が国連の会議で採択されました。イスラエルの蛮行についてもこれを非難する国連決議が121カ国という圧倒的多数の賛成で上げられました。

また私は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の動きに注目しています。この地域は、かつてのベトナム戦争に代表されるように、いまの中東と同様、戦火の絶えない地域でした。しかしASEAN10カ国は、その域内で、どんなに国と国との間で意見の違いがあっても、けっして武力は行使しない、話し合いで解決するということを徹底し、この地域では、50年近くにわたって戦争、紛争が起きておりません。ASEANの偉大なところは、これを自分たちの域内だけにとどめず、北東アジアにもこれを広げ、アメリカ、中国、ロシアなどにも働きかけ、東アジアサミット（EAS）とASEANインド太平洋構想（AOP）をつくり、これを元にアジアと世界に平和の枠組みをつくらうとしていることです。

ところが日本の岸田政権は、自分の頭でモノを考えることをせず、アメリカから言われるがままに、中国や北朝鮮の脅威を言い立て軍備拡大に一目散です。そして、この方向にじゃまになるとして、平和をつくりだす有効な手段としての平和憲法、ASEANの理念とも通じる憲法9条を投げ捨てようとしています。「この道はいつか来た道、あ～あ、そうだよ…」という歌がありますが、このままでは、あの惨憺たる結果となったアジア太平洋戦争の教訓を何も汲み取らないで、戦争の道へつきすすんでいくこととなります。中央政府が、こういう道をすすもうと言うのであれば、地方自治体から「それは許さない」という声を上げることが、いま求められています。以上の観点で、平和をつくりだすために、いま何を為すべきか、市長の見解を以下、うかがいます。

(1) ハマスの無差別テロは絶対にゆるされないということを前提にして、いまおこなわれているイスラエルの行為についての市長の見解をお答えください。また憲法9条を持つ日本政府は、どういう言動をおこなうべきでしょうか、市長の見解をお答えください。

(2) ASEAN10カ国がいま、その域内で実践していること、また、その域外につくっている東アジアサミット（EAS）とASEANインド太平洋構想（AOP）をさらに発展させて、アジアと世界の平和の枠組みをつくらうとしていることについての市長の感想をお答えください。

(3)軍備拡大とは「戦争の準備をすること」だと私は思います。そして「戦争の準備」をすればするほど、戦争に近づくこととなります。少なくとも、これ以上の軍備拡大はおこなわないことが、絶対に戦争にはしないことの最低条件です。これについて、市長の見解をうかがいます。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 いいじま 文彦

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

1 ジュニアスポーツの育成推進を

2 福祉的避難所と福祉避難所について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和 5年11月21日	No.25
	午前11時58分	

## 項目別質問内容

<p>1. ジュニアスポーツの育成推進を</p> <p>東京都教育委員会が、今年2月に、令和4年度の児童・生徒体力・運動能力等の調査報告書を発表している。その中に、昭和60年度の東京都調査結果との比較があり、身長・体重はほとんどの学年で令和4年度が上回っているが、持久走・50m走・立ち幅跳び・ハンドボール投げでは、ほとんどの学年で昭和60年度の方が上回っている。</p> <p>以前に比べると、放課後に公園で遊んでいる子どもたちは少なくなっているように思える。地域のスポーツクラブを見ても、コロナ禍もあってか、在籍人数が減っているチームも少なくなく、子どもたちのスポーツ離れが進んでいる現状がある。</p> <p>子どもたちの健康の保持増進、体力向上のためにも、ジュニアスポーツのさらなる育成推進が必要ではないか、という思いで以下、質問する。</p>
<p>(1) 近年、多摩市の児童・生徒の体力、運動能力の動向について、伺う。</p>
<p>(2) 多摩市が取り組んでいるジュニアスポーツ推進事業について、伺う。</p>
<p>(3) 東京オリンピック・パラリンピックの際には、市内中学校でJFA心のプロジェクト「夢の教室」が開催され、一流のスポーツ選手と交流するような機会があった。今後も、子どもたちに一流のスポーツ選手たちと触れ合うような機会をもっと持たせてあげたいと思うが、ぜひ多摩市をあげて取り組んでもらえないか、伺う。</p>
<p>2. 福祉的避難所と福祉避難所について</p> <p>地域では、市民の方から災害時にコミュニティセンターに避難できないか、という声があり、残念ながらほとんどのコミュニティセンターは指定避難所ではない、というような話をすることがあった。ただ、令和4年9月作成の多摩市防災マップでは、ほとんどのコミュニティセンターが福祉的避難所として紫色のマークが付いている。そこで、福祉「的」とはどういうことか、一般の市民は避難できないのか、等といった疑問をいただくようになった。</p> <p>そこで、福祉的避難所、福祉避難所とは何か、本質問を通じて、改めて確認させていただきたい。</p>
<p>(1) 地域防災計画（震災編）を見ると、要配慮者の受け入れ施設として、①指定避難所における福祉避難スペース、②福祉的避難所、③福祉避難所がある。この3つの種別の機能、役割の違いを伺う。</p>



# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 きりき 優

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 クマなどの鳥獣被害対策について
- 2 認知症になっても住みやすい多摩市のために
- 3 今後の介護保険制度の運営について
- 4 サッカーなどスポーツを生かしたまちづくりについて

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年11月21日	No.26
	午前11時49分	



## 項目別質問内容

<p>1 クマなどの鳥獣被害対策について</p> <p>クマなどの野生鳥獣による被害報告や目撃情報が全国各地で相次いでいます。多摩市でもムクドリやハクビシン、アライグマなどの被害に長年悩まされてきており、市でもその対策に苦心していることと思います。クマについてはここ多摩市での目撃情報は近年ないと思いますが、近隣市においてクマが目撃されていることもあり、山でつながっている多摩市としても決して他人事ではありません。市民の生命、身体及び財産を守るための対策について伺います。</p> <p>(1) 野生鳥獣の被害や目撃情報について、市はどのように把握分析していますか。また、全国的に被害目撃情報が増加していることや冬眠の時期が変化しているように見えることについて、どのようにお考えになりますか。</p> <p>(2) 多摩市では鳥獣被害についてどのように予防し対策を進めていますか。また、鳥獣被害防止の計画についてはどのように進めているのでしょうか。</p> <p>(3) 鳥獣被害と行政の責任について、どのような関係にあるのでしょうか。</p> <p>(4) 生物多様性を進める上で、人命保護のための個体駆除をも選択肢の一つに持つ鳥獣対策を矛盾と捉える人もいるかもしれません。考え方は人それぞれでいいのですが、多摩市としてはどのように考えを整理するのでしょうか。また、やむを得ずクマを駆除したとの報道がされたとき「クマを殺すな」といったクレームが自治体に殺到したとの前例があるようですが、多摩市でそのような意見が寄せられた時にはどのように対応していくのでしょうか。</p>
<p>2 認知症になっても住みやすい多摩市のために</p> <p>65歳以上高齢者の4人に1人が認知症の人またはその予備軍ともいわれているわが国において、高齢化の進む多摩市においても特に在宅の認知症高齢者の暮らしをどのように支えていくかという視点が今後ますます重要となってきます。今般、健康福祉常任委員会においても認知症施策について行政視察を実施し、これからの多摩市に生かせるものがないか調査研究を行ってまいりました。その中で個人的に気になったものについて、多摩市の考えをお伺いします。</p> <p>(1) 多摩市での認知症高齢者の状況についてどのように把握分析していますか。データとしては例えば運転免許証の更新時などに認知機能検査も行われていると思いますが、何かしらの情報共有はされているのでしょうか。また、認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防によって認知症になっても希望をもって日常生活を過ごすことのできる社会を構築するための認知症施策をどのように進めていますか。</p> <p>(2) 認知症高齢者が故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した場合、その責任能力はどのように評価されるのでしょうか。</p>

## 項目別質問内容

<p>か。また、認知症高齢者が責任無能力者としてその責任を負わない場合、その損害を賠償する責任を負うとされる家族などの監督義務者の範囲や責任、義務、また免責について、どのように考えられるのでしょうか。さらには、他人に被害を与えた認知症高齢者もその監督義務者も賠償責任を負わないとされる場合、その被害は誰が賠償もしくは補償するのでしょうか。万が一それを被害者が負担するということであれば、認知症高齢者との共生社会構築に向けて萎縮効果も懸念されると思いますが、市はどのようにお考えでしょうか。</p>
<p>(3) 多摩市における成年後見制度の運用はどのような状況でしょうか。また、成年被後見人が事故等を起こしてしまった場合の責任能力、成年後見人の監督義務者としての責任や義務はどのように考えられるのでしょうか。</p>
<p>3 今後の介護保険制度の運営について</p> <p>来年度には介護保険制度改定が予定されています。現在国において議論が進められているところだと思いますが、市の準備状況はいかがでしょうか。また、特に訪問系において人材不足が顕著となっている介護職員の確保をどのように図っていくお考えでしょうか。</p>
<p>4 サッカーなどスポーツを生かしたまちづくりについて</p> <p>多摩市のサッカー文化は何十年もの歴史と歳月において多くの人の尽力により培われてきました。子どもたちには、大会で好成績を残すだけでなく、一人の人間として自立するための健全育成の機会として、また大人に対しても健康増進や地域の組織化、地域愛の醸成などアイデンティティの構築にも寄与しており、その影響は身体的健康面だけにとどまりません。これはサッカーだけでなく、ほかのスポーツにおいても同じことであり、少子化高齢化が進む多摩市において健幸まちづくりを進めるための宝の一つであると思います。スポーツを生かしたまちづくりの更なる推進に向けて、以下質問します。</p>
<p>(1) 8月に北海道で行われた第38回日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会において、多摩市で活動するFC多摩ジュニアユースが優勝の快挙を果たしました。その功績に対し市は具体的にどのような評価を行ってききましたか。</p>
<p>(2) 11月に行われた第71回全国青年大会フットサルにおいて、多摩市で活動するムスタングFCが東京代表として出場し見事全国制覇の快挙を成し遂げました。この功績について、市は具体的にどのように評価しますか。</p>
<p>(3) お隣の町田市では地域のJリーグクラブがJ2リーグ優勝及びJ1リーグ昇格を果たし、大変な盛り上がりを見せています。町田市としても、補正予算を組んで有用なイベント開催が見込まれるスタジアムの環境整備や町田</p>

